

令和2年度内部統制評価報告書審査意見書

宮 崎 県 監 査 委 員

44100-1083
令和3年8月31日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎県監査委員 緒方 文彦
宮崎県監査委員 安樂 健一
宮崎県監査委員 二見 康之
宮崎県監査委員 満行 潤一

令和2年度内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項に基づき、令和3年6月30日付け21230-1072で審査に付された令和2年度内部統制評価報告書の審査を行いましたので、別添のとおり意見書を提出します。

令和2年度内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の対象

令和2年度内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和2年度内部統制評価報告書の審査は、知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和2年度内部統制評価報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、宮崎県監査基準（令和2年3月30日宮崎県監査委員告示第2号）に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、評価対象期間を対象として実施したその他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和2年度内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載はおおむね相当である。

5 改善が望まれる事項

内部統制制度導入初年度である令和2年度においては、自己点検により多くの不備が把握され、是正が図られるなど、積極的な取組が行われるとともに、その評価もおおむね適正に行われたものと考えられる。

今後、更なる内部統制の推進を図る上では、以下の事項について改善が望まれる。

(1) リスクの選択について

リスクの選択が不十分であると考えられる所属が複数確認された。また、選択がなされていないリスクに関する事項について、定期監査で指摘等を受けた所属もあった。

各所属においては、所管業務に係るリスクの選択に漏れがないか再度確認を行った上で、不備の発生可能性のあるリスクについて網羅的に選択することが求められる。

(2) 自己点検について

各所属の自己点検で把握されていない不備が定期監査により多数確認された。

各所属における自己点検の精度を高め、発生した不備を網羅的に把握するとともに適切な是正・改善につなげていくことが望まれる。

(3) 「特に注意すべき不備」について

内部統制の評価においては、重大な不備の判断が重要である。

評価の過程で把握された一部の不備について「特に注意すべき不備」との評価がなされているが、重大な不備との区別を明確にしておくことが求められる。